

行政改革に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 合併予定市町村等によってはその予定とこれに伴う行革内容	
2 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	<p>- 国は、行革推進法第55条で、地方公務員の職員数の純減率を4.6%と謳っているが、本市の場合、6.4%削減を盛り込んだ定員適正化計画（平成18年度～22年度）を策定し、それに基づいた職員数の管理を実施しており、現在は、目標を上回るペースで削減が進んでいる。人件費についても、給与構造改革導入など適正化を図っている。</p>
地方公務員の職員数の純減の状況	<p>- 職員数は、平成15年度をピークに年々減少してきており、平成19年度の職員数（全会計ベース）は平成15年度に比し57人のマイナスとなっている。具体的な方策としては、技能労務職については退職不補充とし、他職種についても必要最低限の範囲での補充としている。</p>
給与のあり方	<p>- 職員給与については、原則国公準拠となっており、ラスパイレス指数については、毎年低下し平成18年度については97.9となっている。また平成18年度より普通会計分の特殊勤務手当について大幅な見直しを実施するなど給与の適正化を図っている。</p>
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	<p>- 平成19年4月より、国家公務員の給与構造改革に準じた給与制度の改正を実施した。地域手当については、平成19年度は7%であるが、平成20年度に国家公務員の支給割合である6%に改正する。（条例改正済） [地域手当の推移 H16...10% H17...9% H18...8%]</p>
技能労務職員の給与のあり方	<p>- 技能労務職については給与構造改革の導入時に国家公務員を大幅に上回る6.5%の引下げを実施した。高齢層職員が多いことと現給保障により、ラスパイレス指数上は、すぐ影響が現れないと思われるが、数年後には影響が現れると思われる。「技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針」については、平成20年3月までに策定する予定である。公表は、できる限り早い時期に広報紙面上で予定している。</p>
退職時特昇等退職手当のあり方	<p>- 退職時特別昇給については、平成16年度をもって廃止。退職手当については、埼玉県総合事務組合に加入しており、原則として国公準拠となっている</p>
福利厚生事業のあり方	<p>- 職員互助会については、福利厚生分として一人当たり年額約4000円弱の補助金を交付している。これ以降も適正な福利厚生事業の推進を図っていく。</p>
3 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	<p>- 計画的・効果的な行政改革を進めるため、指定管理者やPFIを活用する際に事前の検討を大切にしている。</p>
物件費の削減	<p>- 諸施策における基本計画策定等、従来委託していた事業の直営化を進めている。また、当初予算編成時に部別枠配分予算方式を導入し、需用費や備品購入費の圧縮を図っている。</p>
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	<p>- 市で直営している学童保育及び保育園について、段階的に指定管理者制度を導入する。また、大規模プロジェクトを計画する場合に、PFIの是非について必ず検討を行っている。</p>

行政改革に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
4 地方税の徴収率の向上、売却可能資産の処分等による歳入の確保	- 差し押さえ物件の購買に競売やインターネットオークションを導入し、平成19年度から開始したコンビニ収納では、滞納繰越分まで対応している。また、平成20年度より管財課を新設し、市有財産の積極的な売却を計画している。
5 地方公社の改革や地方独立行政法人への移行の促進	- 平成20年度に東松山市施設管理公社と東松山文化協会とを経営統合する。
6 行政改革や財政状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	- 平成18年度より、事業別予算制度を導入し、すべての予算事業について事務事業評価の対象としている。
行政改革や財政状況に関する情報公開	市の財政状況や集中改革プランの進捗状況等について、広報紙、インターネットを通じて積極的に公開している。
給与及び定員管理の状況の公表	- 人事行政運営状況の公表を広報紙、ホームページなどで行っている。
財政情報の開示	地方自治法第243条の3の規定に基づく公表のほかにも、当初予算概要、決算データ、バランスシートなども広報紙を通じて、逐次公表している。
公会計の整備	国や他自治体の動向を見据えながら、検討している。
行政評価の導入	- コストを正確に把握できるよう予算システム・給与システムと連動する事務事業評価制度を構築し、職員の意識改革を進めている。また、行政内部のみの評価にとどめず、外部評価も導入し、客観的視点からの事務改善を進めている。
7 その他	

注1 上記区分に応じ、「財政状況の分析」の「財政運営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。